

令和4年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和5年1月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 現場代理人の常駐義務緩和措置

□現場代理人の兼任を認める対象工事

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。令和5年1月1日以降に契約する案件について、現場代理人の兼任を認める対象工事を拡大します。

【現場代理人の兼任を認める対象工事の拡大】（現場代理人取扱要領第5条第1項）

[改正前]

請負代金額が1件あたり 3,500 万円未満の工事

[改正後]

↓

請負代金額が1件あたり 4,000 万円未満の工事